

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 31 年 1 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800413号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1800004号

第1 結論

昭和27年9月1日から昭和38年3月31日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年9月1日から昭和38年3月31日まで

A社に勤務していた昭和27年9月1日から昭和38年3月31日までの期間について、脱退手当金の支給を受けた記録になっているが、脱退手当金を請求したことも、受け取ったこともないので、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、同社が保管する「被保険者名簿」の請求者の資格喪失年月日欄に「脱退手当金請求」と押印され、請求者以外にも同様に押印されている者がいることから、請求期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたと回答している。

また、A社の同僚13人に照会したところ、複数の同僚は、自身が同社を退職する際、同社の担当者から脱退手当金の説明を受けた旨陳述している。

さらに、日本年金機構B年金事務所が保管する請求者の厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている支給額(22,311円)及び支給年月日(昭和38年11月15日)は、オンライン記録により確認できる請求者の脱退手当金の支給額及び支給日と一致しており、当該脱退手当金支給報告書に記載された脱退手当金の支給額に計算上の誤りはない上、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱 B」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者記号番号と、請求期間後に請求者がA社に再就職した際の厚生年金保険被保険者記号番号は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

このほか、請求者の請求期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退

手当金を受給していないものと認めることはできない。